

第 2 2 期第 2 7 回

渡島海区漁業調整委員会

議事録

渡島海区漁業調整委員会

第22期第27回渡島海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催日時 令和7年3月4日(火) 14:00～
- 2 開催場所 日本漁船保険組合道南支所 会議室
- 3 出席委員 阿部 国雄、上見 孝男、高野 勇一、西山 武雄、山下 勉、
瀧川 久市、柴田 一、森 祐、若山 唯敏、三上 浩、
坂田 憲治、吉田 直樹、山縣 光徳、高津 哲也
- 4 臨席者 落部漁業協同組合 代表理事組合長 藤野 勝徳
渡島総合振興局産業振興部水産課 水産課長 堤 輔
漁業管理係長 山口 徹大
技師 杉本 千尋
- 5 事務局 事務局長 山本 健太郎
- 6 議 題
議案第1号：特定水産資源に関する令和7管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について(答申)
議案第2号：海洋水産資源開発法に基づく資源管理協定の大臣認定について(答申)
議案第3号：知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間等について(答申)
議案第4号：まぐろはえなわ漁業の委員会指示について
- 7 報告事項
(1) 定置漁業権に係る資源状況等の報告について
(2) 第13期第6回日本海まぐろ漁業連合海区漁業調整委員会の開催結果について
(3) 沿岸くろまぐろ漁業の許可制移行について
- 8 その他

議 事

山本局長

ただいまから第22期第27回の渡島海区漁業調整委員会を開会いたします。
開会にあたり、阿部会長からご挨拶を申し上げます。

阿部会長

開催にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。
本日は、何かとお忙しい中、各委員さんをはじめ、来賓の落部漁業協同組合の藤野組合長、そして、渡島総合振興局からは、堤水産課長を始め、関係者の皆様にご

出席いただき、厚くお礼申し上げます。

本日は、令和7年最初の委員会ということで、昨年の渡島管内の水揚げ状況を振り返りますと、渡島総合振興局管内の漁獲速報では、数量で、12万3千トン、前年比87%。金額では、約333億円、前年比72%となる見込みでございます。

昨年と比較しますと、数量は、マイワシやコンブの減少、金額は、ホタテガイの中国による禁輸措置の影響やスルメイカの不漁などにより、昨年を大きく下回る見込みとなっております。更に、ホタテ稚貝の大量へい死などもあり、道南の水産業を取り巻く漁業環境は、厳しい状況にあります。

このような中、これから各地で春漁が始まります。2月には、苫前町でホタテ養殖漁船による海難事故も発生しており、乗組員全員がライフジャケットを着けていなかったとの報道もあります。

改めまして、どうか、海難事故には十分注意するよう浜でのご指導をお願いしたいと思っております。

さて、本日、ご審議をいただく議案は、「特定水産資源に関する令和7管理年度における漁獲可能量の当初配分案等」に係る答申など4件と報告事項が3件ございます。

本日の委員会が、今期、最後の委員会になる予定ですが、委員の皆様におかれましては、円滑なご審議をお願い申し上げ、簡単ではありますが、開会の挨拶とさせていただきます。

山本局長 本日の委員会に、ご臨席を頂いている方々をご紹介します。落部漁業協同組合 藤野組合長 です。

藤野組合長 藤野です。よろしくお願いします。

山本局長 渡島総合振興局産業振興部水産課、堤課長です。

堤 課 長 堤です。いつもお世話になってます。

山本局長 同じく、漁業管理係 山口係長です。

山口係長 山口です。よろしくお願いします。

山本局長 同じく、漁業管理係 杉本技師 です。

杉本技師 杉本です。よろしくお願いします。

山本局長 以上でございます。

阿部会長 議事に入る前に、事務局から出席委員の報告をお願いします。

山本局長 本日の出席委員について、ご報告させていただきます。総委員数14名中、14名の出席となっております。

阿部会長 総委員数14名中、14名が出席しておりますので、本日の委員会は成立いたします。

阿部会長 次に、委員会規程第8条に基づき、議事録署名委員を指名させていただきます。瀧川委員と柴田委員をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

(議案第1号)
阿部会長

それでは、議案第1号の「特定水産資源に関する令和7管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について」、事務局から説明願います。

山本局長

失礼ですが、座ってご説明させていただきます。

資料1をご覧ください。1ページが北海道知事からの諮問文となります。

諮問の内容は、漁業法第16条第1項の規定に基づき、特定水産資源に関する令和7管理年度における漁獲可能量を定めるにあたり、同条第2項の規定に基づき、当委員会の意見を聴くもので、対象は令和7年4月から令和8年3月までの管理期間とする「くろまぐろ」、「すけとうだら」、「するめいか」の3魚種となります。

また、国の留保からの追加配分等に伴う漁獲可能量の変更の取扱いについて、同条第5項において準用する同条第2項の規定により、併せて当委員会の意見を聴くものです。

まず、令和7管理年度のTAC及びその配分について、ご説明いたします。

2ページと3ページに、知事が定め、公表しようとする知事管理漁獲可能量案が示されており、6ページの「令和7年のTACについて」により、魚種ごとに、ご説明させていただきます。

これは、2月13日に開催された「水産政策審議会 資源管理分科会」を経て、国から示された、「すけとうだら」と「するめいか」の令和7管理年度におけるTACの当初配分に基づき、北海道に定められました、数量などの概要となります。

始めに、「すけとうだら」の「太平洋系群」についてですが、漁獲可能量については、前年から1万7,000トン増の19万3,000トン、大臣許可漁業への配分は、前年等量の9万9,800トン、北海道漁獲可能量も、前年等量の6万9,100トンとなっております。

次に「日本海北部系群」ですが、漁獲可能量は、1万9,700トンで、大臣許可漁業への配分は2,200トン減の1万3,200トン、北海道漁獲可能量は、1,000トン減の6,400トンとなっております。

次に、「オホーツク海南部」及び「根室海峡」の両海域の資源ですが、ロシア水域とのまたがり資源であることから、近年の最大漁獲量を考慮した漁獲可能量が算定されており、いずれも令和7管理年度のTACは、「前年等量」で、オホーツク海南部の漁獲可能量は、5万8,000トンで、北海道漁獲可能量は、「現行水準」、根室海峡の漁獲可能量は、1万5,000トンで、全量が北海道の漁獲可能量となっております。

次に「するめいか」ですが、令和4管理年度から令和6管理年度までは3年間の漁獲固定シナリオが採択されておりましたが、令和6管理年度では最新の資源評価の結果、設定されたTACを全て消化した場合、資源が絶滅するリスクが出てきたため、各漁業区分には、直近の漁獲実績レベルの配分として、残りの大部分を国が留保した経緯があります。

「するめいか」については、冬期発生系群と秋期発生系群の両系群を合わせてTAC管理が行われており、両系群を合わせた漁獲可能量は、昨年より6万トン減の1万9,200トンで、うち、北海道漁獲可能量は、1,100トン減の1,300トンが設定されております。

次に、資源ごとの道内配分の考え方について、ご説明いたします。

9ページの資料1-2の「すけとうだら」をご覧ください。基本的な配分の考え方は昨年と同様となっております。

配分の考え方②ですが、「日本海北部系群」、「太平洋系群」、「根室海峡」は、国から示された数量を配分し、「オホーツク海南部」は国からの配分どおり現行水準とします。なお、根室海峡は管理区分が一つなので、1万5,000トン、全量を「根室海峡」の漁業へと配分します。

④の「日本海北部系群」における「すけとうだら日本海漁業」と「その他漁業」への配分は、「令和4年までの直近3ヵ年の平均採捕量の比率」と「前年当初のTAC

Cの配分比率」を1：1で按分した比率により配分し、すけとうだら漁業は4,610トンとします。

⑤の「太平洋系群」における「道南太平洋海域」と、「道東太平洋海域」への配分及び道東太平洋海域の「すけとうだら漁業」と「その他漁業」への配分については、令和2年から4年までの漁獲実績を、TACの配分比率は、令和6管理年度の数字を用いて計算し、道南太平洋全体が400トン増の6万5,100トン、道東太平洋のすけとうだら漁業が200トン減の1,900トンとしております。

また、道南太平洋海域における6万5,100トンの「すけとうだら漁業」と「その他漁業」への配分については、平成29年1月16日付け漁管第1800号で定めた「太平洋海域におけるすけとうだらTACの有効利用について」に基づき配分し、道南太平洋のすけとうだら漁業が4万7,200トンとします。

これら配分の具体的な内容と現行水準管理区分の目安の数量は、10、11ページに記載していますので、後ほどお目通し願います。

続きまして、12ページの資料1-3の「するめいか」をご覧ください。

「するめいか」は、令和4管理年度から、数量明示による管理へと移行しており、引き続き、海域や漁業種類によって、管理区分を分けず総量管理としており、1,300トン全量を「北海道するめいかを採捕する漁業」に配分することとしております。

下の表にあります採捕数量の直近3年の平均値をご覧くださいと、2,267トンと、配分の1,300トンを上回る漁獲実績となっています。なお、今年度の漁獲は1,000トンに届かない見込みとなっております。

北海道管理区分の漁業の漁獲が積み上がった場合には、国の留保している6,700トンから追加配分されることとなっています。国の留保からの配分ルールなどについては、参考資料2に記載されておりますので、後ほどお目通し願います。

次に13ページの資料1-4の「くろまぐろ」についてですが、令和6年12月11日に開催された「水産政策審議会 資源管理分科会」を経て、国から令和7管理年度におけるTAC数量が示されております。

くろまぐろについては、令和4管理年度に小型魚、大型魚それぞれで一つの管理区分による総量管理とし、法に基づく認定協定において海域別の管理を行う体制となっており、令和7管理年度におけるTACは、国から示された北海道漁獲可能量をこれまでどおり、それぞれ全量を「くろまぐろを採捕する漁業」に配分することとしております。

小型魚につきましては、昨年12月に開催されたWCPFC年次会合での増枠合意を受け、昨年113トンのところ、29トン増の142トンが配分されております。大型魚につきましても昨年320.7トンのところ、125トン増の446.5トンが配分されています。

今後、今の令和6管理年度の繰越数量が確定し、4月下旬以降に国の留保からの追加配分がある予定となっております。

なお、参考資料3に水産政策審議会で決定された「令和6管理年度のくろまぐろの漁獲可能量の当初配分について」、参考資料4には、昨年12月の水産政策審議会で決定された、「くろまぐろの漁獲可能量の配分の考え方について」を添付してしております。

国から各都道府県や大臣許可漁業へのくろまぐろ配分の考え方等が示されておりますので、後ほどお目通し願います。

次の14ページに、資料1-5として「令和6年と令和7年の配分量の比較について」を添付してしております。また、参考資料1に水産政策審議会で説明された資源評価結果、参考資料2に当初配分案に係る資料を添付してしておりますので、後ほどお目通し願います。

最後になりますが、資料戻って頂いて、4ページをご覧ください。「くろまぐろ、すけとうだら、するめいか」に係る国の留保からの追加配分等に伴う漁獲可能量の変

更についてでございます。

漁獲可能量の変更につきましては、漁業法第16条第5項において準用する同条第2項の規定に基づき、関係海区の意見を聴くこととされておりますが、これまで、漁獲可能量の配分の変更にあたっては、操業に影響が出ないよう配分の迅速性を確保するため、予め行政庁の恣意的のない機械的な配分手法を定め、事前に海区委員会の意見を聴き、同意を得ておくことで、事後報告で対応できることとされてきたところです。

令和7管理年度の取扱いについても、4ページ下段の2に、「令和7管理年度の取扱い」が記載されておりますが、いずれも、北海道資源管理方針別紙の規定に基づく、知事の裁量の余地のない機械的な変更であることから、漁業への影響を考慮し、迅速な配分を行うため、これまで同様に、事後報告で対応させていただきたいとの内容でございます。説明は以上でございます。

阿部会長

ただいま、事務局から、議案第1号に関する説明がありました。このことについて、ご質問やご意見等がございましたら、ご発言をお願いします。

各委員

「ありません」の声

阿部会長

ご意見、ご質問がないようですので、知事から諮問のありました「特定水産資源に関する令和7管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について」、当委員会として、適当である旨、答申することで、ご異議ありませんか。

各委員

「異議なし」の声

阿部会長

ご異議がないようですので、そのように決定させていただきます。

(議案第2号)

阿部会長

次に、議案第2号の「海洋水産資源開発法に基づく資源管理協定の大臣認定について」、事務局から説明願います。

山本局長

資料2をご覧ください。1ページが北海道知事からの諮問文となります。

海洋水産資源開発促進法施行令第8条第1項の規定により、資源管理協定の農林水産大臣の認定に関し、当委員会に諮問があったものです。

2ページをご覧ください。諮問文の別紙となります。海洋水産資源開発促進法に基づく資源管理協定は、一定の海域において、同一資源を利用する漁業者が共存し、安定的な生産を確保するための自主的な協定であり、この中で、「北海道海域スケトウダラ」及び「北海道海域マガレイ・ソウハチ」、並びに「北海道日本海海域ヒラメ」の資源管理協定は、平成6年もしくは平成7年に締結された後、5年ごとに更新されています。

直近では、令和6年3月に更新が行われ、同年4月から協定が有効となっております。

なお、3ページ以降に、資料2-1として、最新の「スケトウダラ」、「マガレイ・ソウハチ」、「ヒラメ」の資源管理協定書の写しを、31ページに資料2-2として、道内周辺海域で締結されている協定内容をまとめてありますので、後ほどお目通し願います。

次に32ページをご覧ください。資料2-3、「関係法令の抜粋」を添付しております。

海洋水産資源開発促進法に基づく資源管理協定は、農林水産大臣による認定を受けることができる旨、同法第14条に規定されております。この認定を受けることで、

対象海域で協定に参加しない漁業者等がいて、これらを協定に参加させたい場合には、行政庁に「あつせん」を求めることができるなど、同法15、16、17条に規定される効果を受けることができます。なお、北海道内の資源管理協定は、これまですべて大臣認定を受けております。

35ページの資料2-4に、これまでの経緯をまとめております。令和6年3月に協定の更新が決定され、事務局の北海道漁連において、必要な手続きが行われ、令和6年9月26日に北海道資源管理推進委員会委員長から、農林水産大臣あてに認定申請書が提出されております。

協定の対象漁業に、大臣許可以外の漁業が含まれる場合、大臣は都道府県知事の意見を聞くことが、同法施行令第8条2項に規定されていることから11月22日付けで、農林水産大臣から北海道知事への意見照会があり、知事から大臣への回答にあたり、対象漁業に漁業権に係る漁業がある場合は、知事は海区委員会の意見を聞くことが、同法施行令第8条1項に規定されていることから、今般、当委員会に諮問があったものです。

36ページ、資料2-5には、各海区における資源管理協定の対象漁業種類のうち、漁業権に係る漁業種類を記載しており、渡島海区では、マガレイ・ソウハチ、ヒラメの刺網漁業及び底建網漁業、小型定置網漁業が漁業権漁業となっております。

いずれの資源管理協定も、全長又は体長の制限などを引き続き行うものであり、本日の諮問は、このような管理の方法が、漁業調整その他公益上支障を及ぼすものではないと認められるか否かについて、意見等を求められるものでございます。

説明は以上です。

阿部会長

ただいま、事務局から、議案第2号に関する説明がありました。
このことについて、ご質問やご意見等がございましたら、ご発言をお願いします。

各委員

「ありません」の声

阿部会長

ご意見、ご質問がないようですので、知事から諮問のありました「海洋水産資源開発法に基づく資源管理協定の大員認定について」、当委員会として、適当である旨、答申することで、ご異議ありませんか。

各委員

「異議なし」の声

阿部会長

ご異議がないようですので、そのように決定させていただきます。

(議案第3号)

阿部会長

続きまして、議案第3号の「知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間等について」、事務局と振興局から一括して説明願います。

山本局長

本日、諮問致します案件については、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定に基づき、制限措置の内容及び申請すべき期間について、当委員会に意見を求めるものでございます。

今回、対象となる漁業は、本庁処分の「いるか突棒漁業」の道内者、「いか釣り漁業」の道外者、振興局処分の「貝類」、「うに」を対象とした「小型機船底びき網漁業」の合計4件となります。

最初に、私から本庁処分の「いるか突棒漁業」と「いか釣り漁業」の説明を行い、終わりましたら、振興局処分の「小型機船底びき網漁業」に係る説明を山口係長からさせていただきます。

資料3-1をご覧ください。1ページが諮問文、2ページが内訳となります。
まず、「いるか突棒漁業」から説明させていただきます。

3ページをご覧ください。諮問に係る告示案となります。資料にある制限措置の内容については、前回告示からの変更箇所はございません。真ん中ほどにあります、「申請すべき期間」については、「令和7年6月2日から令和7年7月1日まで」を予定しております。

続きまして、「いか釣り漁業」についてご説明いたします。4ページをご覧ください。制限措置の内容についてですが、「(4)船舶等の数」と、真ん中ほどにあります「申請すべき期間」以外につきましては、前回公示からの変更はございません。

「(4)船舶等の数」については、廃業などに伴い、全体で295隻となり、前回の公示から35隻減となります。

「申請すべき期間」については、「令和7年4月1日から令和7年4月30日まで」を予定しております。

8ページに今、説明いたしました、本庁処分の「いるか突棒漁業」と「いか釣り漁業」について、前回の公示との相違点を、9ページ以降に、参考として、両漁業の制限措置等の取扱い、許可等の基準を添付しております。後程お目通しいただければと思います。資料3-1の説明は以上です。

引き続き、振興局処分の小型機船底びき網漁業について、山口係長から説明してもらいます。

山口係長

座って説明させていただきます。資料3-2をご覧ください。

1ページ目は、諮問文でございますが、振興局処分の「小型機船底びき網漁業」の「ほたてがい」、「さらがい」、「えぞばかがい」の所謂「貝桁」と同じく「小型機船底びき網漁業」の「うに桁」の合計2件に対する諮問となります。

次のページからは、告示(案)となっておりますが、2ページ目が「小型機船底びき網漁業」の「うに」となります。

各漁業における変更点や補足事項をかいつまんでご説明させていただきます。

まず、1ページ目の「小型機船底びき網漁業」についてですが、資料にある制限措置の内容について、前回の告示から特段変更はございません。いずれも「(6)漁業を営む者の資格」で「共同漁業権又は行使権を有する者」を要件としているため、「(3)漁業時期」において「行使承認証に記載された魚種ごとの操業期間内」とし、「(4)許可又は起業の認可をすべき船舶等の数」も「定めない」としております。「許可又は起業の認可を申請すべき期間」についても、「毎月1日から末日まで」と、行使承認を受け次第申請することが可能としております。

続きまして、2ページ目をご覧ください。こちらも前回の告示から特段変更はなく、許可にあたっては、「行使承認」を要する漁業として、1ページ目と同様となりますので、説明は割愛させていただき、内容について後ほどお目通し願います。説明は以上でございます。

阿部会長

ただいま、事務局と振興局から、議案第3号に関する説明がありました。
このことについて、ご質問やご意見等がございましたら、ご発言をお願いします。

各委員

「ありません」の声

阿部会長

ご意見、ご質問がないようですので、知事から諮問のありました「知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間等について」、当委員会として、適当である旨、答申することで、ご異議ありませんか。

各委員

「異議なし」の声

阿部会長

ご異議がないようですので、そのように決定させていただきます。

(議案第4号)
阿部会長

次に、議案第4号の「まぐろはえなわ漁業の委員会指示について」、事務局から説明願います。

山本局長

資料4をご覧ください。

令和7年1月22日付けで、津軽海峡まぐろはえなわ漁業協議会から、漁場利用の円滑な調整と、紛争の未然防止を図ることを目的に、漁業法第120条第1項に基づく委員会指示の発動について、要請を受けたものでございます。

2ページをご覧ください。委員会指示案の全文(案)となっております。

本委員会指示は、1年を有効期限として、昭和49年より、毎年、発動しているものです。

主な内容について、ご説明いたします。まず、1の「制限区域」ですが、函館市恵山岬灯台中心点と青森県下北郡尻屋埼灯台中心点とを結んだ線と北斗市葛登支灯台中心点から152度(真方位)の線との間における渡島総合振興局管内沖合海域となります。4ページに概略図を添付しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

2の「操業期間」については、令和7年6月1日から令和8年1月31日まで、3の「操業禁止時間」は、午後10時から翌日午前2時まで、4の「操業の承認」については、漁業を営む者は、渡島海区委員会の承認を受けなければならない旨を規定しております。6の「制限隻数」については、40隻以内としております。

続いて、5ページをご覧ください。委員会指示の新旧対照表となっております。左側が令和7年(案)、右側が令和6年で、委員会指示の変更点は、年次のみの変更でございます。

8ページをご覧ください。まぐろはえなわ漁業承認事務取扱要領の新旧対照表でございます。左側が令和7年(案)、右側が令和6年となっており、変更点は、こちらも、年月日のみとなっております。

10ページに事務取扱要領の全文、11ページから19ページに、各種申請などに係る様式を添付しております。

20ページをご覧ください。令和元年度から令和6年度の組合別の「海峡まぐろはえなわ漁業」の水揚げを取りまとめたものです。令和6年度の実績は、集計表、下段に記載のとおり、漁獲尾数は523尾、重量は約74トン、金額は約3億9千万円となっております。

最後に21ページをご覧ください。委員会指示に関する「評価調書」でございます。当委員会事務局と渡島総合振興局水産課が検討した結果、委員会指示の発動は妥当であり、「見直しの必要性なし」と判断いたしました。

なお、「検討結果」の詳細につきましては、

22ページ以降に記載しておりますので、後ほどお目通しいただければと思います。説明は以上です。

阿部会長

ただいま、事務局から、議案第4号に関する説明がありました。このことについて、ご質問やご意見等がございましたら、ご発言をお願いします。

各委員

「ありません」の声

阿部会長

ご意見、ご質問がないようですので、議案第4号について、漁業法第120条第1項の規定による委員会指示の発動をいたしますが、ご異議ありま

せんか。

各委員

「異議なし」の声

阿部会長

ご異議がないようですので、そのように決定させていただきます。

(報告事項)

阿部会長

次に、報告事項に入らせて頂きます。
報告事項(1)について、事務局から説明願います。

山本局長

それでは、報告1の資料をご覧下さい。
知事から報告のありました、「定置漁業権に係る資源管理の状況等の報告」になります。
これは、漁業法第90条第1項の規定により、知事が漁業権者から資源管理の状況等の報告を受け、同条第2項の規定により、当委員会に報告されたものです。
報告の対象件数は186件。報告の内容は、2ページ以降に、漁場毎に、報告内容を記載しております。
報告の内容は、漁業法施行規則第28条第2項、各号に定められた様式の左側から、「漁業権の種類及び免許番号」、「報告の対象となる期間」、「資源管理の取組の状況」、「漁場の活用の状況」、「その他の必要な事項」について、知事が必要と判断した内容について、意見を付して報告されるものでございます。
まず、漁業権の種類ですが、「定置漁業権」、免許番号は資料に記載のとおり、報告の対象となる期間は、「令和5年漁期」、資源管理の取組の状況及び漁場の活用の状況については、知事が漁業権者から報告を受けた内容などを、確認した結果が記載されております。
なお、資料に記載のあるとおり、合理的な理由などが無く休業し、適切かつ有効に漁場が活用されていると認められない18漁場については、昨年、令和6年1月の第15次定置漁業権の切替において、廃統や免許権者を変更するなどの手続きを行っております。説明は以上です。

阿部会長

ただいま、事務局から報告がありましたが、何かご質問などありませんか。

各委員

「ありません」の声

阿部会長

次に、報告事項(2)について、事務局から説明願います。

山本局長

それでは、昨日開催された、「第13期第6回日本海まぐろ漁業連合海区漁業調整委員会」の開催結果について、資料「報告2」を用いてご説明させていただきます。
令和7年2月12日、第2水産ビルにおいて、開催され、当委員会からは、阿部会長、吉田委員が出席されました。
議案第1号につきましては、北海道日本海沖合海域におけるまぐろ漁業の委員会指示の発動であり、原案どおり決定されました。
なお、3ページから、委員会指示案など添付しておりますが、昨年からの変更点は、「年次の変更」だけです。
報告事項として、令和6年度の漁獲結果について報告がありました。17ページをご覧願います。令和6年度は合計で、尾数は3,445尾、重量は約147トン、金額は約2億5千万円となっております。
その他に報告事項として、資料は添付していませんが、各海区から海域ごとの操業

協定（案）の報告がありました。

各海域ともに、年次以外の変更はありませんでしたので、説明を省略させていただきます。

また、会議次第にあるとおり、水産林務部漁業管理課より、「くろまぐろ漁業に係る知事許可化」について説明がありました。その内容は、この後、報告3で振興局より説明していただきますので説明を省略させていただきます。説明は以上です。

阿部会長

ただいま、事務局から報告がありました。何かご質問などありませんか。

各委員

「ありません」の声

阿部会長

次に、報告事項（3）について、振興局から説明願います。

山口係長

報告3の「沿岸くろまぐろ漁業の許可制移行について」をご覧ください。

道では、近年の太平洋クロマグロを巡る状況の変化や国によるクロマグロ資源の管理強化を受け、現在、日本海まぐろ漁業連合海区漁業調整委員会指示や渡島海区漁業調整委員会指示により承認漁業として行われている沿岸くろまぐろ漁業について、許可制への移行を検討しているところです。

許可制への移行にあたっては、北海道漁業調整規則の改正や制限措置等の告示に関する当海区委員会への諮問が行われる見込みですので、本日は許可の概要と許可制移行に伴う諸手続に関する今後のスケジュールについて説明させていただきます。

始めに、1 許可制移行の背景 についてです。国は、太平洋クロマグロの管理を進めるため、かつて自由漁業だった曳き縄漁業や釣り漁業を「沿岸くろまぐろ漁業」と定義し、平成23年からの広域漁業調整委員会指示による届出制を経て、平成26年からは広調委指示による承認制に移行し、現在に至っています。しかしながら、承認制導入から約10年が経過し、資源の増加やTAC配分の回復などクロマグロを巡る状況が大きく変わりつつある中、広調委指示では未承認操業に対する国や都道府県等による指導監督、取締りに限界があるとの課題が挙げられており、広調委指示に基づく承認制から許可制への移行が求められていることから、国は令和8年度以降の許可制への移行を検討しています。

一方、北海道では、昭和49年に日ま連による委員会指示及び渡島海区委員会指示が発出されて以降、約50年に渡り関係漁業者間の漁業調整が図られてきましたが、近年、クロマグロ資源が回復基調にあることや情報技術の発展が相まって、承認制では海面利用の秩序を維持することができないと懸念されています。

さらに、国の許可制移行前に各都道府県が当該漁業を知事許可漁業とした場合、当該許可海域が国の許可海域から除かれる見込みであり、道内における現行の操業体制を維持するためには、国に先んじて許可制へ移行する必要があります。

このようなことから、道としては国の制度化を待つことなく、現行の委員会指示の内容や操業協定による調整機能を一定程度維持したまま、早期の許可制移行を目指し、現在、関係機関との調整を進めているところです。

次に、2 許可の概要（予定） について要点をかいつまんで説明します。（1）の許可の対象とする漁業種類は、「まぐろはえ縄漁業」と「まぐろ釣り漁業」で、許可制移行後も従来の操業体制が維持できるよう、使用船舶については現行の枠組みを踏襲する予定です。

（2）の操業区域は、まずは、現行制度のもと、海面利用秩序が整っている海域を許可海域とすることとし、現行の日ま連による委員会指示及び渡島海区委員会指示で定める海域とする予定です。また、オホーツク海や太平洋の海域については、国の許可化の動きを見極めつつ、検討を進めることとしています。

（3）の漁業時期は、現行の委員会指示の操業期間を踏襲し、（4）の漁業を営む者の資格は、資料記載のとおりです。（5）の許可の有効期間は1年以内とし、クロ

マグロ資源の管理期間に合わせて4月1日から翌年3月31日までの期間とする予定です。

次に、裏面をご覧ください。3 北海道漁業調整規則の改正概要（予定）についてです。まぐろはえ縄漁業及びまぐろ釣り漁業を知事許可漁業とするため、北海道漁業調整規則の改正を行う必要があります。改正点は2点あり、1点目としては、第5条の知事による漁業の許可の条項に、「まぐろはえ縄漁業」、「まぐろ釣り漁業」を追加します。

まぐろはえ縄漁業は日本海及び渡島、釣り漁業は日本海の海域に限定する旨を規定し、その他の海域については、従来どおり広調委指示に基づく承認により操業できる体制を維持する予定です。2点目としては、第5条の改正に伴う第9条第1項の文言整理を行います。

最後に、4 今後のスケジュールについてです。海区委員会への諮問等、委員会に関係する今後のスケジュールについて、調整規則改正関係、許可事務関係に分けて説明します。

まず、表の中央、調整規則改正の関係です。道における諸手続や国との協議が整い次第にはなりますが、本年5月以降を目処に、漁業法に基づく諮問を行う予定としています。道内全ての海区委員会から諮問事項が適当である旨の答申をいただきましたら、国への認可申請を経て、本年6月以降に公布・施行とする予定です。

表の右側、許可事務の関係では、改正規則の施行後、関係する海区委員会に対し制限措置の内容等について、諮問を行い、適当である旨の答申をいただきましたら、告示し許可申請を受け付ける予定としていますが、残りの操業期間や国における許可制移行の検討状況等を考慮し、令和7年漁期中に許可に移行するか、もしくは、令和8年漁期から許可に基づく操業に移行するかは、関係海区とも協議の上、対応したいと考えています。

重ねての説明となりますが、今回の許可制移行は、日ま連合による委員会指示及び渡島海区委員会指示に基づく承認についてであり、広域漁業調整委員会指示に基づく承認については、現在、国において許可制移行に向けた検討が進められているところですので、詳細が判明しましたら、改めてご報告したいと考えております。

許可の概要と許可制移行に伴う諸手続に関する今後のスケジュールについての説明は以上となります。

- 阿部会長 ただいま、振興局から報告がありましたが、何かご質問などありませんか。
- 森委員 今回の許可制移行の説明に関して、釣りというのは一本釣りのことか。
- 山口係長 そうです。
- 森委員 許可区域は日本海海域に限定するのか。
- 山口係長 そうです。
- 森委員 渡島管内の津軽海峡海域は日本海海域に入らないのか。般法華まで日本海海域に入るのか。前浜で操業する場合は、一本釣りは、今までどおり、承認のままがいいのか。
- 山口係長 今までどおり承認で結構です。今は広調委の指示に基づく承認により、一本釣りが操業されているので、先程説明したとおり、広調委の承認については、引き続き広調委の承認が必要であり、国の許可制移行の動きを注視しているのが今の考え方です。

森 委員 何で区分けするのか。

山口係長 漁業管理課で考えているのは、現行の承認制度を知事許可に移行したい考え。津軽海峡海域の一本釣りについては、引き続き広調委の承認で行っていくと聞いている。

上見委員 えさん漁協も一本釣り漁業者の承認を持っている船がいる。自分もやっていたが、実績船が優先で漁獲枠がなかった。今期からクロマグロの漁獲枠が増えたので、着業したいという人が沢山いるが、着業したいと言われても漁獲枠の関係があるのでやらせることはできない。着業要望が来た時には、やらせてやらなければと漁協内部で検討していたが、一本釣りに着業しないで、ずっと休んでいる人達や、今年からやりたいという人に対して、やらせないわけにはいかないと思っている。
日本海海域は道の知事許可に移行するが、太平洋側に属しているえさん漁協としては、太平洋側でもやらせてほしいと思っている。

堤 課長 許可化に移行しようと思っているのは、調整の整っている海区の承認漁業である。それ以外の広調委で承認でやっている釣り漁業については、今後調整が整い次第ということで、ゆくゆくは許可制に移行しようとしているところ。

阿部会長 言っていることは理解できるが、実際に許可化を進めているのは統制が取れている日本海海域と渡島海域。統制が取れているのは各漁協がしっかり獲らせないように漁業者を抑えているからだ。日本海海域と渡島海域は、許可制移行を先に行い、それ以外に統制がとれていないところに、今度は許可を出していくことになる。

渡島が許可移行することによって、あなた達も許可をとりなさいよと模範みたいな形になると思う。今、上見委員が言ったように、許可を出したら獲らせなければ駄目だと言う話は違うと思う。その人達に獲らせるために決められた漁獲枠がない。許可を取ったから獲れるんだという話でない。ずっと専業船でやってきて、辛抱して、辛抱して漁獲枠が増えた。だから今まで辛抱した人に、もう少し獲らせてあげましょうといいのが本来の姿であって、新たに許可を取ったから獲らせなければ駄目だと言い出すと、今度は、オホーツクだ、根室だとそっちの海域で許可をとった時に、許可が出たから獲らせなければ駄目だということになってしまう。そこは渡島でもきっちり、はじめをつけて話をしないと、今度、新たに許可がとったところに、前例として、「渡島だって今まで許可持っていなかった者に獲らせているんじゃないか」と言う話になる。漁獲枠は渡島管内の漁獲枠だからとやかく言われる筋合いはないが、他から色々なクレームが入りかねない。だからこの分は渡島管内として統制がとってこうしてますと、まず模範を示す必要がある。

オホーツクでは許可申請が200件位出るんじゃないかとの話もある。根室でも10～20件位出るとの話もある。そういった中で、渡島で前例を作って許可もらっても獲れない人が渡島でもいるとなれば、今まで辛抱してやってきた人の漁獲枠が多少でも増えるんじゃないかと自分は考えている。

上見委員 当然組合とすれば、はえなわをやっている人が優先で、一本釣りは控えて下さい、獲らないで下さいと浜に指導している。新たにマグロの漁獲枠が増えるので、一本釣りで休んでいた人達や、新たに一本釣りを要望する人達の何隻か新規で許可がもらえるなら、動力船に限り漁獲枠を配分しなければならぬと思っていた。

阿部会長が言われるとおり、なかなか難しい話だと思う。マグロの漁獲枠が増えた分を新規漁業者に分けてしまったら、今までやってた人達は漁獲枠が減っていたときに生活できない、死活問題になる。だから実績船を優先して一本釣りの新規は

駄目ですよと国や道が決めてくれればいい。逆に浜から言わせれば遊漁の漁獲枠を何とかしてほしい。

阿部会長 遊漁の話は別。許可制移行の話だけで発言してほしい。

上見委員 渡島の中できちんと線引きしてしまえばいいのではないかと思う。

阿部会長 上見委員のえさん漁協は、はえなわの漁獲枠しかないから、はえなわにしか獲らせない。ところが松前さくら漁協や福島吉岡漁協では一本釣りに組合の裁量で漁獲枠を分けている。組合に来ている漁獲枠の中から、一本釣りに振り分けるのは自由だと思う。今言っているのは許可制だから、例えば今まで漁獲枠が無い人や、漁獲枠のない地域が、漁獲枠をくれよと言われてもそれは無理ですよということ。例えば、えさん漁協の漁獲枠が増えました。その増えた分を許可を持っている一本釣りに獲らせることは組合の裁量で自由だと思う。自分達の漁獲枠の中で配分するんだから問題ないと思う。そういった形で考えて配分されている漁獲枠を有効に自分達で使うんですよと、漁獲枠が増えた分は一本釣りに漁獲枠を与えるのは自分達の裁量の中で決めるべきだと思うし、それは可能だと思う。

上見委員 遊漁には全国で40トンの漁獲枠が与えられている。そんな中で、一本釣りの人達もある程度、漁獲枠が増えるから船を増やしてもいいのかなと、それは阿部会長が言ったように組合の統制の中で、今までのえなわの人に迷惑をかけないように話し合っ決めていけばいいと思う。

阿部会長 要は、渡島はこれだけ辛抱してきた。はえなわ、定置、一本釣り漁業者みんなで辛抱して漁獲枠が増えた。

誤解があるのは水産庁の考えとして、許可を出すのは北海道とかそういうのが目的じゃなくて、漁獲枠があるけども、隻数が無くて取り替えたところがある。それに対して許可を出しましょうというのが、そこだけでなく全体を見て話をしているという認識で私はいる。水政審でもそう言ったことは訴えていかなければだけだと思ふし、私も水政審に出席しているのでしかるべきことは発言していきたい。自分達に来ている漁獲枠を有効利用することを考えて少しでも増やしていく考え方のほうがいいのではないかと考えています。そういった形で振興局にも話をしている。

若山委員 許可は実績がなければ駄目だということか。

阿部会長 実績が無くても許可はもらえる。

若山委員 許可をもらっても漁獲枠がなければ獲れないのではないか。

阿部会長 そのとおり。もともとオホーツクには漁獲枠がありませんよと。許可をもらっても漁獲枠の配分がないとはっきり言わなければならない。それでも許可を取りますかという話をしなければならない。

若山委員 許可をもらっていたが漁獲枠がないから駄目だってことか。

阿部会長 例えば、渡島管内に漁獲枠が来ました。漁獲枠が少し多くあるから、鹿部漁協にこの位あげてもいいかな、上磯郡漁協にこの位あげてもいいかなと、渡島管内の中で話することはできる。

坂田委員 実際、砂原から南かやべの間に、はえなわの許可を9隻位持っている。漁獲枠がなくて出漁は不可能だと漁協が抑えている。

阿部会長 渡島で持っている漁獲枠を松前さくら漁協、福島吉岡漁協、戸井漁協、南かやべ漁協の定置網の漁獲枠をやりくりして配分することは可能。

坂田委員 許可を持っていても漁獲枠が無いから操業しないように組合で抑えている現実。その人達にいくらかでも漁獲枠を与えてる操業させる考えはあるのか。

阿部会長 今のところ全然ないです。

坂田委員 ないですか。

阿部会長 許可制移行については、今すぐに決定するわけではない。話が詰まってくれば振興局から皆さんに話がある。渡島の中で一枚岩にならないといけない。ご理解をお願いします。

阿部会長 さて、本日予定されていた議案は全て終了いたしました。その他に何かございませんか。

各委員 「ありません」の声

堤課長 本日は、第22期渡島海区漁業調整委員会の最後の委員会ということで、渡島総合振興局から委員の皆様へ、一言お礼を申し上げます。
今期の委員会におきましては、改正漁業法の下で初めてとなる、10年に一度の共同、区画、定置漁業権の一斉切替があり、委員の皆様におかれましては、豊富な経験と知見を十分に発揮して頂き、お陰様で、円滑に免許することができました。
また、新型コロナウイルスの感染対策から、書面開催するなど、委員会運営においても、大変ご苦勞をおかけしましたことに対し、心からお礼を申し上げます。
今後も、渡島管内の漁業が永続的に発展しますことと、委員の皆様方の益々のご健勝を祈念申し上げ、お礼の言葉とさせていただきます。本当にありがとうございました。

阿部会長 第22期最後の委員会も皆様のご協力を得まして、無事終了させていただきました。今までのご協力を感謝いたしますとともに、皆様の今後のご活躍とご健勝を心よりお祈りいたしまして、本日の委員会を閉会させていただきます。4年間ありがとうございました。

以上

上記会議のてんまつ、記載のとおり相違ないことを確認する。

令和 7 年 3 月 10 日

渡島海区漁業調整委員会会長

阿部 國 雄

議事録署名委員

清川 久 命

議事録署名委員

柴 田 一

